

2013年10月8日(火)

環境に配慮した輸配送サービスの利用拡大を目指して
GPN輸配送シンボルマークの運用を開始しました
～荷主が、評価された貨物運送事業者を優先採用する仕組み～

グリーン購入ネットワーク(本部:東京・中央区、会長:平尾雅彦)は、2013年8月に「GPN-GL19輸配送(貨物自動車)」契約ガイドラインを制定しました。輸配送分野における温室効果ガスの削減を目的として、CO2排出量の比較的多い貨物自動車に焦点を置き、荷主がグリーン購入の一環として考慮すべき項目(39項目)と、荷主が環境負荷低減に積極的に取組み第三者に評価された貨物運送事業者を優先採用する仕組みを構築いたしました。

「エコ商品ねっと」に掲載の貨物運送事業者は、GPNタイプCの1件が追加されて、10月8日現在12社*(GPNタイプA 5社、GPNタイプB 1社、GPNタイプC 6社)となっております。

この度、本ガイドラインに基づき、荷主および貨物運送事業者の輸配送に係る環境取組をアピールする仕組みとして、「輸配送シンボルマーク」の運用を開始いたしましたのでご案内申し上げます。

詳細は、こちらをご確認ください。<http://www.gpn.jp/logos/symbol.html>



GPN輸配送シンボルマーク

* 9月30日発表の11社から1社(タイプC)が追加されています

1. 輸配送シンボルマークとは

荷主が物品等の輸送やサービスを利用する際に、使用する貨物自動車の輸送における環境負荷低減と、温室効果ガスの削減を目指して、荷主がグリーン購入の一環として環境対策に取り組む一定の評価を示すマークです。また、貨物運送事業者に対しても同様に、輸送における環境負荷低減と温室効果ガスの削減に繋がる環境対策に取り組む、一定の評価を示したマークです。

2. 輸配送シンボルマークの使用条件

① 輸配送シンボルマークを使用できるのは当ネットワークの会員であること

※ 2014年3月末までの期間は、「エコ商品ねっと」掲載促進キャンペーン期間中(http://www.gpn.jp/select/guidelines/pdf/GL18eco_annnai.pdf)のため、非会員でも利用いただけます

② 当会の「GPN-19「輸配送(貨物自動車)」契約ガイドライン」にもとづいて、荷主は、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」の算定結果が対象外を除き60%以上をクリアしており、かつNo.39*を達成していること

※ No.39とは、「エコ商品ねっと」掲載事業者である貨物運送事業者と運送契約を締結、或いは、仲介業者を通じて運送契約時に、「エコ商品ねっと」掲載事業者の利用を定めていること


③ 貨物運送事業者及び利用運送事業者は、「エコ商品ねっと」掲載事業者であること

但し、利用運送事業者は、自らトラックを保有し運送契約を結ぶ場合のみとする

④ 申請時に提出する取組内容をGPNウェブサイトの開示することに同意すること

但し、荷主の場合は、荷主向け「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」に掲載されている「貨物運送事業者名」を任意で公開することができる

輸配送シンボルマーク共通ロゴ

対象者	シンボルマーク利用基準	共通ロゴデザイン
荷主	「荷主向け輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」の算定結果が60%以上、かつ No.39 を達成	
貨物運送事業者 利用運送事業者	Type A Type B Type C	

3. 輸配送シンボルマークの使用用途

荷主及び貨物運送事業者等が、輸送に係る環境負荷低減に向けた取組をアピールする場合は、GPN-19「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドラインに基づき、輸配送シンボルマークを以下の目的及び用途において使用することができます。

- ① 団体の事業内容、活動内容、環境に関する取組内容の紹介
報告書、冊子、封筒、名刺、チラシ、ポスター、ホームページ、広告、映像 等
- ② 環境取組の対象となる商品や輸送サービスの紹介
商品カタログ、パンフレット、冊子、チラシ、ポスター、ホームページ、映像 等
- ③ グリーン購入の取り組みをアピールする
講演スライド・配布資料、株主総会資料、オフィスや営業所などにおけるアピール 等

留意事項： シンボルマークは、企業の取組姿勢を示したものであるため、対象商品や素材、トラック車両等にはご使用になれません。

4. 輸配送シンボルマークの使用手続き

- ① シンボルマークの使用を希望する団体は、ウェブサイト (<http://www.gpn.jp/logos/symbol.html>) よりシンボルマークの使用申込書をダウンロードし、申込書類に必要事項を記入の上、シンボルマークの使用をイメージしたレイアウト資料、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト（荷主のみ）」、関連書類を使用開始予定の10日前までにGPN事務局に提出してください。承認後、ロゴデータを送付します。
- ② シンボルマークの使用を許可された団体は、後日GPN事務局より発行される輸配送シンボルマーク及びシリアルナンバーと共に、申請した媒体のみにシンボルマークを掲載することができます。
- ③ GPN事務局が、シンボルマークの使用について不可とみなした場合は申込者に通知します。
- ④ シンボルマークの使用は、荷主においては、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」に記載の「**全社**」或いは「**事業所・工場単位**」で都度申請をお願いします。

なお、申請の有効期間は、基本的には年度3月末までとし、翌年度の4月より改めて申請を行ってください。申請時に作成した印刷物等は、翌年度以降も使用できます。

5. 輸配送シンボルマークの使い方

- ① 既定の基本デザインを縮小または拡大して使用してください。
- ② 基本はフルカラータイプの指定の色としますが、単色タイプで下記の4タイプを選ぶことができます。
 - フルカラー（文字・帯 C70%+M40%、葉・茎 C80%+Y60%）
 - 黒
 - 白

- 紺 (C70%+M40%)
 - 深緑 (C80%+Y60%)
- ③ シンボルマークの指定箇所に、申請時に発行したシリアルナンバーと下記の文章 A~E のいずれかを必ず併記してください。なお、() 部分は削除も可能です。

【表記文章】

- A 『(〇〇は) (GPN 会員として) 「取組の対象事業所・工場名」における輸配送のグリーン契約に取り組んでいます』
 - B 『(〇〇は) GPNGL-19 「輸配送 (貨物自動車)」 契約ガイドラインに基づき、輸配送のグリーン契約に取り組んでいます』
 - C 輸配送のグリーン契約に取り組みましょう
 - D 具体的取り組み事例の表記の追加
 - E グリーン購入ネットワークの紹介記事に使用する
- ④ 併記文章は一般に読むことができる大きさにしてください。
- ⑤ 併記文章の配置等については以下のデザインを参考にしてください。



6. 輸配送シンボルマークに関わる権利

シンボルマークに関する一切の権利はグリーン購入ネットワークに帰属するものとします。

7. 輸配送シンボルマークの使用許可取り消し等

故意に本規定に反する使用をした場合は、直ちに回収、撤回、当ネットワークからの退会をお願いする場合があります。

8. GPN ホームページにおける情報開示

「GPN 輸配送シンボルマーク使用規定」、「GPN 輸配送シンボルマーク使用申込書」、「GPN 輸配送シンボルマーク申請状況一覧」は、GPN ホームページ (<http://preview.gpn.jp/logos/symbol.html>) にて公開しております。

- GPN 輸配送シンボルマーク使用規定
- GPN 輸配送シンボルマーク使用申込書
- GPN 輸配送シンボルマーク申請状況一覧 (順次掲載予定)

荷主の主な開示項目

「シリアル番号」、「申請日」、「事業者名」、「輸配送のグリーン化達成状況」、「契約運送事業者名 (任意)」、「契約期間 (申請時)」、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト結果」

貨物運送事業者・利用運送事業者の主な開示項目

「シリアル番号」、「申請日」、「事業者名」、「輸配送のグリーン化達成状況」

この輸配送シンボルマーク使用規定および使用申込書は、社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

【本件についてのお問い合わせ】

グリーン購入ネットワーク事務局 麴谷和也、堀田園江 TEL. 03-5642-2030
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9 階 HP : <http://www.gpn.jp/>